

査 答 申 情 第 9 1 号

令和 8 年 6 月 2 5 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 林 晃大

令和 6 年 1 1 月 1 5 日付け「生生第 4 6 4 号」及び「生生第 4 6 5 号」で諮問の
ありました事案について、下記のとおり一括して答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求をいずれも棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和 6 年 7 月 1 0 日付け「生生第 1 6 9 号」及び「生生第 1 7 1 号」でした決定を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 令和 6 年 7 月 1 0 日付け「生生第 1 6 9 号」決定の経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に

関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項に基づいて「生生第１１２号弁明書」の２頁目“４弁明の理由（２）上記判断に至った事情”に記されている市長の「生活保護受給者が引越し業者を選定する」旨の主張に関連し、審査請求人が旧審査請求人宅の引っ越し業者（または引っ越し作業を行なう業者）として”運送業者Ａ”を選定した事を確かに証明するもの（メモ書きやその他のものなども含む）全部」（以下「本件行政文書１」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求１」という。）。

イ 市長は、本件開示請求１に対し、本件行政文書１が存在しないとして開示しない決定（以下「本件処分１」という。）をした。

ウ 審査請求人は、本件処分１に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づいて、審査請求をした。

２ 令和６年７月１０日付け「生生第１７１号」決定の経緯

ア 審査請求人は、市長に対し、個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項に基づいて「生生第４８２号保有個人情報を開示しない旨の決定について（通知）」の”開示をしないこととした理由”に記されている市長の「生駒市が”運送業者Ａ”に審査請求人の引越し作業を依頼した事実はない」旨の主張及び「生生第１１２号弁明書」の２頁目“４弁明の理由（２）上記判断に至った事情”に記されている市長の「生活保護受給者が引越し業者を選定する」旨の主張に関連し、審査請求人が旧審査請求人宅の引っ越し作業を”運送業者Ａ”に依頼した事を確かに証明するもの（メモ書きやその他のものなども含む）全部」（以下「本件行政文書２」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求２」という。）。

イ 市長は、本件開示請求２に対し、本件行政文書２が存在しないとして開示しない決定（以下「本件処分２」という。）をした。

ウ 審査請求人は、本件処分 2 に対し、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づいて、審査請求をした。

3 前提事実等

生活保護受給者であった審査請求人は、令和 5 年 10 月に生駒市を転出し、他市町村に転入をし、生活保護の受給資格は転入先の市町村に移管されている。

実施機関は、審査請求人が令和 5 年 10 月に生駒市から転出に要した引越費用を、令和 5 年 11 月運送業者 A に支払った。

第 3 当審査会の判断

当該対象行政文書が存在しないとする決定に対してする審査請求においては、審査請求人は当該対象行政文書が存在することを主張しなければならず、またその主張において当該対象行政文書が法令上の行政文書として作成又は取得され、かつ不存在とする決定がされた時に法令の定める実施機関が当該対象行政文書を保有していた事実を推認することができる事実を摘示する責任を負う。

これを本件についてみると、市長は、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 に対し、本件行政文書 1 及び本件行政文書 2（以下「本件各行政文書」という。）が存在しないと主張し、本件処分 1 及び本件処分 2（以下「本件各処分」という。）を行っているところ、審査請求人においては、上記事実を摘示していない。そうすると、本件各行政文書が存在しないことを理由とした本件各処分に違法又は不当があるとする審査請求人の主張は採用することができない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第 4 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 1 月 1 5 日	・ 市長からの諮問（生生第 4 6 4 号及び生生第 4 6 5 号）を受けた。
令和 6 年 1 2 月 1 3 日	・ 市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和 7 年 4 月 2 2 日 (第 1 9 3 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 5 月 1 3 日 (第 1 9 4 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 6 月 3 日 (第 1 9 5 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 7 月 1 日 (第 1 9 6 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 1 月 2 7 日 (第 2 0 7 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 2 月 3 日 (第 2 0 8 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 2 月 2 4 日 (第 2 0 9 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 3 月 2 3 日 (第 2 1 0 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 4 月 2 1 日 (第 2 1 1 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 5 月 1 1 日 (第 2 1 2 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 8 年 6 月 1 0 日 (第 2 1 3 回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学	会 長
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	会長職務代理者
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	
むな かた こう へい 棟 形 康 平	大阪教育大学	令和８年４月から
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学	令和８年３月まで